

特定入所者介護サービス費について

施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）の居住費と食費について、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設等に支払われます。

※認定証を発行できる前提条件は、次のとおりです。

- ①世帯全員が市民税非課税であること
- ②配偶者が市民税非課税であること（他世帯の配偶者も対象です）
- ③預貯金等の合計額が基準額を下回っていること

また、負担段階の認定要件は以下のとおりです。

●令和7年8月1日(令和7年度分)から第2段階と第3段階①の収入等の要件が **80万円→80万9千円**に変更となります。

利用者負担段階	前年(令和6年1月～令和6年12月)の収入等	預貯金等の合計額
第1段階	・生活保護被保護者の方	
	・世帯全員及び配偶者が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・世帯全員及び配偶者が市民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80万9千円 以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員及び配偶者が市民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80万9千円 超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員及び配偶者が市民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下
第4段階	上記にあてはまらない方	

※第2号被保険者は、預金要件は変わらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

※すでに負担限度額認定を受けている第2号被保険者の方が、65歳到達により第1号被保険者となった場合、改めて申請が必要となります。

○ 利用者の居住費・食費（1日あたり）

利用者負担段階	居住費				食費	
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	その他サービス	ショートステイ
第1段階	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	施設との契約による金額					

※（）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の額です。

注意

※認定を受けたあとに、世帯状況や預貯金等の金額の変更など、認定要件に該当しない事由が生じた場合は、必ず申し出てください。

※また、施設に入所した時点では預貯金等が基準額を超えていても、その後基準額を下回った場合、その時点で申請をして給付を受けることが可能です。